

情報通信基盤整備事業仕様書

1 概要

(1) 実施方針

電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に定める電気通信事業者。以下「事業者」という。）が光ファイバ未整備地域に光ブロードバンドサービスを提供する「民設民営方式」とする。

(2) 整備の方針

情報通信基盤は FTTH（光ファイバ）方式とし、計画に基づき事業者が主体となって基盤整備に取り組むこととする。

(3) 提供サービス

光ブロードバンドサービス

(4) サービス提供範囲

静岡市内における光ファイバ未整備地域

(5) 条件

総務省の高度無線環境整備推進事業（令和 2 年度第二次補正予算分）の活用を前提とする。

(6) 整備期限

令和 3 年 3 月 31 日まで

ただし、特別な理由により期限内での整備が困難と市長が認めた場合には令和 4 年 3 月 31 日まで延長を可とする。

2 サービス提供に係る要件

(1) サービス提供地域に関する要件

- ・サービス提供地域について、地域特性、居住地域等を考慮し、整備の基本的な考え方と具体的な整備ルート及びサービス提供エリアを提示すること。また、整備地域内の世帯（法人を含む）が加入を希望する場合には、サービスを提供すること。

(2) 通信速度等

- ・通信速度 1 Gbps 以上（上り下りともに）
- ・帯域保証 ベストエフォート型

(3) サービスグレード

- ・市内で既に提供されている光ブロードバンドサービスと比較して、整備地域内と地域格差が発生しない通信サービスであること。

(4) インターネット

- ・複数のプロバイダから加入者が自由に選択可能であること。

(5) 電話サービス

- ・これまでの固定電話と同番号による IP 電話が利用可能なサービスであること。
- ・これまでの固定電話並みの品質を確保し、固定電話と同等の IP 電話サービスの付加サービスを利用することが可能であること。

(6) 映像コンテンツサービス

- ・地上デジタル放送及び B S 放送の視聴が可能なサービスであること。

(7) 法人向けサービス

- ・VPN サービス等の高セキュリティ対策を施したサービスを提供すること。